

## 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書に添付する書類一覧表

### ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

加算・減算等項目	添付書類
緊急時訪問看護加算	①別紙 8 ②勤務形態一覧表 ③保健師又は看護師の資格証の写し
特別管理加算	①別紙 8 ②24 時間の連絡体制が確保されていることがわかる書類 ③勤務形態一覧表（算定日の属する月） ④医療機関等との連携体制がわかるもの
ターミナルケア加算	①別紙 8 ②24 時間の連絡体制が確保されていることがわかる書類
総合マネジメント体制強化加算	○添付書類は不要 ※ただし、算定要件口（情報提供等の取組）の内容を確認できる書類を求める場合もある。
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	①利用者の割合について確認できる書類 ②研修修了書等の写し 下記のいずれか ア 「認知症介護実践リーダー研修」修了証の写し イ 日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修 ウ 日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程 エ 日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」 ③認知症ケアに関する会議等を定期的に行っていることが確認できる書類
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（Ⅰ）に加え ①「認知症介護指導者養成研修」修了証の写し ②介護職員・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画
サービス提供体制強化加算	①別紙 12 ②職員の割合を算出した内容が確認できる書類（勤務形態一覧表（原則、前年 4 月から 2 月までの 11 か月分）） ③加算に応じた介護福祉士の資格証の写し、職員の勤務年数を確認できる書類 ④従業者ごとの研修計画（個別具体的な研修の目標、内容、研修時期、実施時期等を定める）の写し ⑤情報共有や技術指導を目的とした会議を定期的に行っていることが確認できる書類 ⑥従業者の健康診断の計画等
介護職員処遇改善加算	○添付書類は不要 ※ただし、別に介護職員処遇改善計画書の提出が必要
介護職員等特定処遇改善加算	○添付書類は不要 ※ただし、別に介護職員等特定処遇改善計画書の提出が必要

## ○地域密着型通所介護

加算・減算等項目	添付書類
入浴介助加算	①浴室の平面図又は写真
中重度ケア体制加算	①勤務形態一覧表（算定日の属する月） ②利用者の割合について確認できる書類 ③看護職員の資格証の写し
生活機能向上連携加算	①外部リハビリテーション専門職等との協定書もしくは契約書等の写し
個別機能訓練加算	①勤務形態一覧表（算定日の属する月） ②個別機能訓練を行う者の資格証の写し
ADL 維持等加算	①別紙 19
認知症加算	①勤務形態一覧表（算定日の属する月） ②利用者の割合について確認できる書類 ③研修修了書等の写し 下記のいずれか ア 「認知症介護指導者養成研修」「認知症介護実践リーダー研修」、「認知症介護実践者研修」等の修了証の写し イ 日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修 ウ 日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程 エ 日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」
若年性認知症利用者受入加算	○添付書類は不要
栄養アセスメント加算	①勤務形態一覧表（算定日の属する月） ②管理栄養士免許証の写し ③（外部委託の場合）委託契約書の写し ④（他の介護事業所又は介護保険施設と連携する場合）連携先の事業所の勤務表
栄養改善加算	①勤務形態一覧表（算定日の属する月） ②管理栄養士免許証の写し ③（外部委託の場合）委託契約書の写し ④（他の介護事業所又は介護保険施設と連携する場合）連携先の事業所の勤務表
口腔機能向上加算	①勤務形態一覧表（算定日の属する月） ②言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の資格証の写し
科学的介護推進体制加算	○添付書類は不要
サービス提供体制強化加算	①別紙 12-3 ②職員の割合を算出した内容が確認できる書類（勤務形態一覧表（原則、前年4月から2月までの11か月分）） ③加算に応じた介護福祉士の資格証の写し、職員の勤務年数を確認できる書類
介護職員処遇改善加算	○添付書類は不要 ※ただし、別に介護職員処遇改善計画書の提出が必要
介護職員等特定処遇改善加算	○添付書類は不要 ※ただし、別に介護職員等特定処遇改善計画書の提出が必要

## ○認知症対応型通所介護

加算・減算等項目	添付書類
入浴介助加算	①浴室の平面図又は写真
生活機能向上連携加算	①外部リハビリテーション専門職等との協定書もしくは契約書等の写し
個別機能訓練加算	①勤務形態一覧表（算定日の属する月） ②個別機能訓練を行う者の資格証の写し
若年性認知症利用者受入加算	○添付書類は不要
栄養アセスメント加算	①勤務形態一覧表（算定日の属する月） ②管理栄養士免許証の写し ③（外部委託の場合）委託契約書の写し ④（他の介護事業所又は介護保険施設と連携する場合）連携先の事業所の勤務表
栄養改善加算	①勤務形態一覧表（算定日の属する月） ②管理栄養士免許証の写し ③（外部委託の場合）委託契約書の写し ④（他の介護事業所又は介護保険施設と連携する場合）連携先の事業所の勤務表
口腔機能向上加算	①勤務形態一覧表（算定日の属する月） ②言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の資格証の写し
科学的介護推進体制加算	○添付書類は不要
サービス提供体制強化加算	①別紙 12-3 ②職員の割合を算出した内容が確認できる書類（勤務形態一覧表（原則、前年4月から2月までの11か月分）） ③加算に応じた介護福祉士の資格証の写し、職員の勤務年数を確認できる書類
介護職員処遇改善加算	○添付書類は不要 ※ただし、別に介護職員処遇改善計画書の提出が必要
介護職員等特定処遇改善加算	○添付書類は不要 ※ただし、別に介護職員等特定処遇改善計画書の提出が必要

## ○小規模多機能型居宅介護

加算・減算等項目	添付書類
短期利用居宅介護費	①勤務形態一覧表 ②運営規程
若年性認知症利用者受入加算	○添付書類は不要
看護職員配置加算	①勤務形態一覧表（算定日の属する月） ②加算に応じた看護職員の免許証の写し
看取り連携体制加算	①別紙 9 - 7 ②看護師免許証の写し ③看護師により 24 時間連絡できる体制を確認できる書類 ④看取り期における対応方針及び同意書
訪問体制強化加算	①勤務形態一覧表 ※訪問サービスを提供する全ての常勤の従業員が確認できるように記載すること
総合マネジメント体制強化加算	○添付書類は不要 ※ただし、算定要件□（地域の行事や活動等への参加）の内容を確認できる書類を求める場合もある。
科学的介護推進体制加算	○添付書類は不要
サービス提供体制強化加算	①別紙 12 - 5 ②職員の割合を算出した内容が確認できる書類（勤務形態一覧表（原則、前年 4 月から 2 月までの 11 か月分）） ③加算に応じた介護福祉士の資格証の写し、職員の勤務年数を確認できる書類 ④従業員ごとの研修計画（個別具体的な研修の目標、内容、研修時期、実施時期等を定める）の写し ⑤情報共有や技術指導を目的とした会議を定期的に行っていることが確認できる書類
介護職員処遇改善加算	○添付書類は不要 ※ただし、別に介護職員処遇改善計画書の提出が必要
介護職員等特定処遇改善加算	○添付書類は不要 ※ただし、別に介護職員等特定処遇改善計画書の提出が必要

## ○認知症対応型共同生活介護

加算・減算等項目	添付書類
短期利用認知症対応型共同生活介護費	①勤務形態一覧表（算定日の属する月） ②運営規程 ③従業者の勤務年数を確認できる書類 ④認知症介護実務者研修のうち「専門課程」、認知症介護実務研修のうち「実践リーダー研修」若しくは「認知症介護実践リーダー研修」又は認知症介護指導者養成研修を修了していることがわかる書類
夜間支援体制加算	①勤務形態一覧表（算定日の属する月） ※夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる職員の配置がわかるように記載すること
若年性認知症利用者受入加算	○添付書類は不要
利用者の入院期間中の体制	○添付書類は不要
看取り介護加算	①別紙 9 - 6 ②看取りに関する指針及び同意書 ③看取りに関する研修の実績がわかる書類
医療連携体制加算（Ⅰ）	①看護師免許証の写し、又は訪問看護ステーション等との契約内容 ②看護師により 24 時間連絡できる体制を確保していることが確認できる書類 ③重度化対応指針
医療連携体制加算（Ⅱ）	①勤務形態一覧表 ②事業所、病院、若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携体制を確保していることが確認できる書類 ③重度化対応指針
医療連携体制加算（Ⅲ）	①勤務形態一覧表 ②事業所、病院、若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携体制を確保していることが確認できる書類 ③重度化対応指針
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	①利用者の割合について確認できる書類 ②研修修了書等の写し 下記のいずれか ア 「認知症介護実践リーダー研修」修了証の写し イ 日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修 ウ 日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程 エ 日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」 ③認知症ケアに関する会議等を定期的に行っていることが確認できる書類
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（Ⅰ）に加え ①「認知症介護指導者養成研修」修了証の写し ②介護職員・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画の写し
科学的介護推進体制加算	○添付書類は不要
サービス提供体制強化加算	①別紙 12 - 6 ②職員の割合を算出した内容が確認できる書類（勤務形態一覧表（原則、前年 4 月から 2 月までの 11 か月分））

	③加算に応じた介護福祉士の資格証の写し、職員の勤務年数を確認できる書類
介護職員処遇改善加算	○添付書類は不要 ※ただし、別に介護職員処遇改善計画書の提出が必要
介護職員等特定処遇改善加算	○添付書類は不要 ※ただし、別に介護職員等特定処遇改善計画書の提出が必要

## ○地域密着型特定施設入居者生活介護

加算・減算等項目	添付書類
短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費	①勤務形態一覧表（算定日の属する月） ②運営規程 ③従業者の勤務年数を確認できる書類
入居継続支援加算	①別紙 20 ②別紙 20-2（テクノロジーを導入した場合） ③勤務形態一覧表（算定日の属する月） ④介護福祉士の資格証の写し
生活機能向上連携加算	①外部リハビリテーション専門職等との協定書もしくは契約書等の写し
個別機能訓練加算	①勤務形態一覧表（算定日の属する月） ②個別機能訓練を行う者の資格証等の写し
夜間看護体制加算	①別紙 9 ②勤務形態一覧表（算定日の属する月） ③看護師免許証の写し ④利用者に対して 24 時間連絡できる体制を確保していることが確認できる書類（夜間における連絡・対応体制（オンコール体制）に関する指針やマニュアル等） ⑤重度化対応指針
若年性認知症利用者受入加算	○添付書類は不要
看取り介護加算	①別紙 9 - 5 ②看取りに関する指針及び同意書 ③看取りに関する研修の実績がわかる書類
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	①利用者の割合について確認できる書類 ②研修修了書等の写し 下記のいずれか ア 「認知症介護実践リーダー研修」修了証の写し イ 日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修 ウ 日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程 エ 日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」 ③認知症ケアに関する会議等を定期的で開催していることが確認できる書類
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（Ⅰ）に加え ①「認知症介護指導者養成研修」修了証の写し ②介護職員・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画
科学的介護推進体制加算	○添付書類は不要
サービス提供体制強化加算	①別紙 12 - 6 ②職員の割合を算出した内容を確認できる書類（勤務形態一覧表（原則、前年 4 月から 2 月までの 11 か月分）） ③加算に応じた介護福祉士の資格証の写し、職員の勤務年数を確認できる書類
介護職員処遇改善加算	○添付書類は不要 ※ただし、別に介護職員処遇改善計画書の提出が必要
介護職員等特定処遇改善加算	○添付書類は不要 ※ただし、別に介護職員等特定処遇改善計画書の提出が必要

## ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の勤務形態一覧表については、ユニットごとの職員の配置がわかるように記載してください。

加算・減算等項目	添付書類
日常生活継続支援加算	①別紙 16 ②別紙 16-2（テクノロジーを導入した場合） ③勤務形態一覧表（算定日の属する月前 6 月分又は前 12 月分） ④介護福祉士の資格を有する者の資格者証の写し ⑤利用者の割合について確認できる書類
看護体制加算（Ⅰ）	①別紙 9 - 3 ②勤務形態一覧表（算定日の属する月） ③加算に応じた看護職員の免許証の写し
看護体制加算（Ⅱ）	（Ⅰ）に加え ①看護職員により 24 時間連絡できる体制を確保していることを確認できる書類
夜勤職員配置加算（Ⅰ）、（Ⅱ）	①勤務形態一覧表（算定日の属する月） ②別紙 22（テクノロジーを導入した場合）
夜勤職員配置加算（Ⅲ）、（Ⅳ）	（Ⅰ）、（Ⅱ）に加え ①（看護職員を配置する場合）看護職員の資格証の写し ②（喀痰吸引の実施ができる介護職員を配置する場合）県が発行する「登録喀痰吸引等事業者登録通知書」の写し ③（喀痰吸引の実施ができる介護職員を配置する場合）研修修了書等の写し 下記のいずれか ア 介護福祉士登録証及び実地研修修了証の写し イ 特定登録証の写し ウ 新特定登録証の写し エ 認定特定行為業務従事者認定証の写し
準ユニットケア加算	①勤務形態一覧表（算定日の属する月） ②平面図（別紙 6 を利用してもよい）
生活機能向上連携加算	①外部リハビリテーション専門職等との協定書もしくは契約書等の写し
個別機能訓練加算	①勤務形態一覧表（算定日の属する月） ②個別機能訓練を行う者の資格証等の写し
若年性認知症利用者受入加算	○添付書類は不要
常勤専従医師配置	①勤務形態一覧表（算定日の属する月） ②医師免許証の写し
障害者生活支援体制加算	①利用者に割合について確認できる書類 ②勤務形態一覧表（算定日の属する月） ※障害者生活支援員の配置がわかるように記載すること。 ③障害者生活支援員の資格者証の写し
栄養マネジメント強化加算	①別紙 11 ②勤務形態一覧表（算定日の属する月） ③管理栄養士免許証の写し
療養食加算	①勤務形態一覧表（算定日の属する月） ②管理栄養士又は栄養士免許証の写し



配置医師緊急時対応加算	<p>①別紙 21</p> <p>②医師免許証の写し</p> <p>③配置医師と施設との具体的な取決めがわかるもの</p> <p>④勤務形態一覧表（算定日の属する月）（複数の配置医師を置いている場合）</p> <p>⑤配置医師と協力医療機関の医師が連携し、24 時間対応できる体制を確保していることがわかるもの（協力医療機関との協定書や契約書の写し等）（配置医師が 1 名の場合）</p>
看取り介護加算（Ⅰ）	<p>①別紙 9 - 4</p> <p>②看護師免許証の写し</p> <p>③看護職員により 24 時間連絡できる体制を確認できる書類</p> <p>④看取りに関する指針及び同意書</p> <p>⑤看取りに関する研修の実績がわかる書類</p>
看取り介護加算（Ⅱ）	<p>（Ⅰ）に加え</p> <p>①医師免許証の写し</p> <p>②配置医師と施設との具体的な取決めがわかるもの</p> <p>③勤務形態一覧表（算定日の属する月）（複数の配置医師を置いている場合）</p> <p>④配置医師と協力医療機関の医師が連携し、24 時間対応できる体制を確保していることがわかるもの（協力医療機関との協定書や契約書の写し等）（配置医師が 1 名の場合）</p>
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	<p>①利用者の割合について確認できる書類</p> <p>②研修修了書等の写し 下記のいずれか</p> <p>ア 「認知症介護実践リーダー研修」修了証の写し</p> <p>イ 日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修</p> <p>ウ 日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程</p> <p>エ 日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」</p> <p>③認知症ケアに関する会議等を定期的開催していることが確認できる書類</p>
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	<p>（Ⅰ）に加え</p> <p>①「認知症介護指導者養成研修」修了証の写し</p> <p>②介護職員・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画</p>
褥瘡マネジメント加算	①別紙 23
排せつ支援加算	○添付書類は不要
自立支援促進加算	○添付書類は不要
科学的介護推進体制加算	○添付書類は不要
安全対策体制	<p>①事故発生防止のための指針</p> <p>②安全対策に係る<u>外部</u>の研修の受講又は受講することが分かるもの</p>
サービス提供体制強化加算	<p>①別紙 12 - 4</p> <p>②職員の割合を算出した内容を確認できる書類（勤務形態一覧表（原則、前年 4 月から 2 月までの 11 か月分））</p> <p>③加算に応じた介護福祉士の資格証の写し、職員の勤務年数を確認できる書類</p>
介護職員処遇改善加算	<p>○添付書類は不要</p> <p>※ただし、別に介護職員処遇改善計画書の提出が必要</p>
介護職員等特定処遇改善加算	○添付書類は不要

	※ただし、別に介護職員等特定処遇改善計画書の提出が必要
--	-----------------------------

## ○看護小規模多機能型居宅介護

加算・減算等項目	添付書類
短期利用居宅介護費	①勤務形態一覧表（算定日の属する月） ②運営規程
若年性認知症利用者受入加算	○添付書類は不要
緊急時訪問看護加算	①別紙 8 ②24 時間連絡できる体制を確認できる書類
特別管理加算	①別紙 8 ②24 時間の連絡体制が確保されていることがわかる書類 ③勤務形態一覧表（算定日の属する月） ④医療機関等との連携体制がわかるもの
ターミナルケア加算	①別紙 8 ②24 時間の連絡体制が確保されていることがわかる書類
看護体制強化加算	①別紙 8 - 3 ②利用者の割合について確認できる書類
訪問体制強化加算	①勤務形態一覧表（算定日の属する月） ②訪問回数について確認できる書類
総合マネジメント体制強化加算	○添付書類は不要 ※ただし、算定要件ロ（情報提供等の取組）及びハ（地域の行事や活動等への参加）の内容を確認できる書類を求める場合もある。
褥瘡マネジメント加算	①別紙 23
排せつ支援加算	○添付書類は不要
科学的介護推進体制加算	○添付書類は不要
サービス提供体制強化加算	①別紙 12 - 5 ②職員の割合を算出した内容を確認できる書類（勤務形態一覧表（原則、前年 4 月から 2 月までの 11 か月分）） ③加算に応じた介護福祉士の資格証の写し、職員の勤務年数を確認できる書類 ④従業者ごとの研修計画（個別具体的な研修の目標、内容、研修時期、実施時期等を定める）の写し ⑤情報共有や技術指導を目的とした会議を定期的開催していることが確認できる書類
介護職員処遇改善加算	○添付書類は不要 ※ただし、別に介護職員処遇改善計画書の提出が必要
介護職員等特定処遇改善加算	○添付書類は不要 ※ただし、別に介護職員等特定処遇改善計画書の提出が必要